

令和3年7月1日

各支給認定保護者の皆様

三根みどり保育園
園長 古賀 利郎
(公 印 省 略)

令和2年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定こどもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

み子第406号
令和3年6月30日

三根みどり保育園長 様

みやき町長 岡 毅
(公 印 省 略)

令和2年度の公定価格の額について

貴施設における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

単位：円

	乳児		1・2歳児		3歳児		4・5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	191,350	187,280	112,400	108,330	56,960	52,700	41,400	37,140
5月	191,350	187,280	112,400	108,330	59,960	52,700	41,400	37,140
6月	191,230	187,160	112,280	108,210	56,840	52,580	41,280	37,020
7月	191,200	187,130	112,250	108,180	56,810	52,550	41,250	36,990
8月	191,200	187,130	112,250	108,180	56,810	52,550	41,250	36,990
9月	191,150	187,080	112,200	108,130	56,760	52,500	41,200	36,940
10月	191,080	187,010	112,130	108,060	56,690	52,430	41,130	36,870
11月	191,020	186,950	112,070	108,000	56,630	52,370	41,070	36,810
12月	190,930	186,860	111,980	107,910	56,540	52,280	40,980	36,720
1月	190,930	186,860	111,980	107,910	56,540	52,280	40,980	36,720
2月	188,480	184,270	110,640	106,430	55,940	51,730	40,580	36,370
3月	189,100	184,890	111,260	107,050	56,560	52,350	41,200	36,990

※施設型給付費については、保護者に対する個人給付としての性質を持っていますが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法律に基づき町から施設に対し直接支払いが行われます。(法定代理受領)